

1. 趣旨

生産から流通までの総合的な強い農業づくりを推進するため、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化及び食品流通の効率化・合理化等、地域における川上から川下までの取組を総合的に支援します。



2. 地域の課題解決への取組

事業実施主体は、当該地域が抱える「産地の競争力の強化」の課題解決に向けた方向性、具体的な目標を設定するとともに、その達成に必要な取組をメニューの中から選択します。

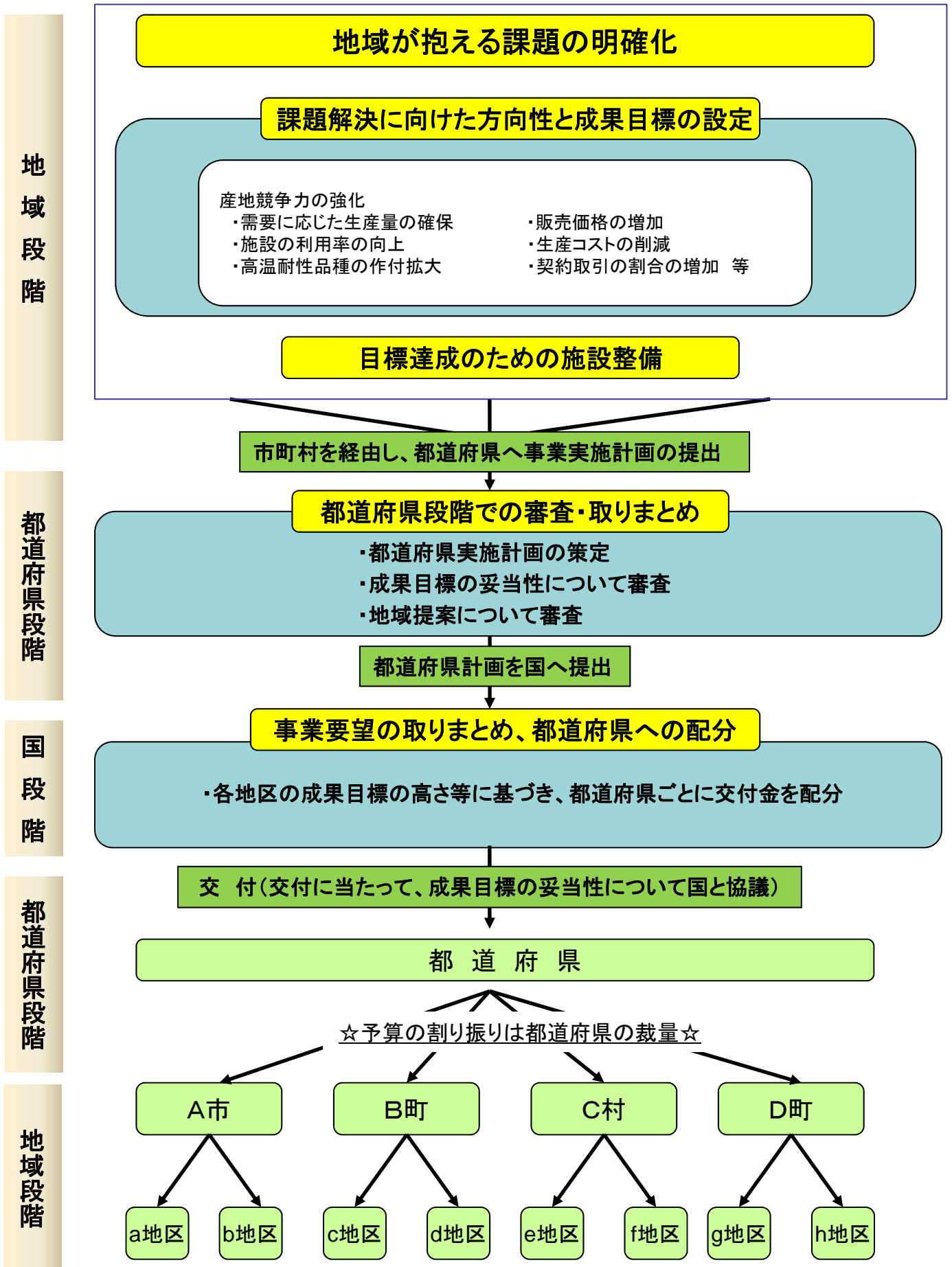
また、目標達成に必要な場合には、都道府県が地域独自の取組を実施することも可能となっています。



3. 事業実施主体

事業実施主体は、都道府県、市町村、農業者の組織する団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者が組織する団体）等です。

4. 事業実施までの流れ



5. 強い農業づくりのための各対策の概要

産地競争力の強化(産地基幹施設整備)

高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な施設の整備・再編を支援します。

1. 採択要件

取組によりそれぞれ要件が異なりますが、主に次のような要件があげられます。

- ・ 受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上であること
- ・ 成果目標の基準を満たしていること
- ・ 面積要件等を満たしていること
- ・ 受益地の全て（受益地が広域に及ぶ場合は概ねとする）において、人・農地プランが策定されていること（産地食肉センター、食鳥処理施設、鶏卵処理施設及び家畜市場等は除く）
- ・ 目標年度までに受益者の一定割合が国際水準GAPの実施又はGAP取得チャレンジシステムの実施等に取り組むこと
- ・ 産地基幹施設を整備する場合にあっては、原則として、総事業費が5千万円以上であること
- ・ 費用対効果分析を実施していること

2. 交付率

都道府県への交付率は定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等の補助率となります。）

3. 取組可能なメニュー

産地収益力の強化に向けた総合的推進

- ①土地利用型作物（稲、麦、豆類）②畑作物、地域特産物（いも類、甘味資源作物、茶、そば等）
- ③果樹 ④野菜 ⑤花き ⑥環境保全型農業 ⑦畜産周辺環境影響低減 ⑧畜産生産基盤育成強化
- ⑨飼料増産 ⑩家畜改良増殖 ⑪食肉等流通体制整備 ⑫国産原材料サプライチェーン構築
- ⑬青果物広域流通システム構築 ⑭農畜産物輸出に向けた体制整備 ⑮「強み」のある産地形成に向けた体制整備
- ⑯次世代型大規模園芸施設の整備 ⑰次世代施設園芸技術実証温室の整備 ⑱中山間地域の競争力強化に向けた体制整備
- ⑲水田における高収益型農業への転換に向けた体制整備
- ⑳地球温暖化対策（気候変動リスク軽減） ㉑地球温暖化対策（土壌劣化リスク軽減）㉒資材高騰等のリスク軽減
- ㉓環境保全（小規模公害防除） ㉔環境保全（農業廃棄物の再生処理）㉕病害虫まん延防止対策

産地合理化の促進

- ①穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用 ②集出荷貯蔵施設等再編利用
- ③農産物処理加工施設等再編利用 ④食肉等流通体制再編整備
- ⑤国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化 ⑥乳業再編等整備

整備事業の対象施設

- 耕種作物小規模土地基盤整備
ほ場整備、園地改良、優良品種系統等への改植・高接、暗きょ施工、土壌土層改良
- 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備
飼料作物作付条件整備、放牧利用条件整備、水田飼料作物作付条件整備
- 耕種作物産地基幹施設整備
育苗施設、乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、用土等供給施設、農作物被害防止施設、農業廃棄物処理施設、生産技術高度化施設、種子種苗生産関連施設、有機物処理・利用施設、油糧作物処理加工施設、バイオディーゼル燃料製造供給施設
- 畜産物産地基幹施設整備
畜産物処理加工施設、家畜市場、家畜飼養管理施設、自給飼料関連施設、家畜改良増殖関連施設、畜産周辺環境影響低減施設

産地の持続・発展性の確保に向け、担い手の育成・確保の取組をポイント加算することにより積極的に支援します。

1 担い手加算ポイント

事業利用者や事業の受益面積の全て又は一定割合が担い手等である場合、事業申請時に5ポイントを加算します。

2 農地中間管理機構との連携強化加算ポイント

農地中間管理機構による担い手への農地集積と連動した施設整備を行う場合に、事業申請時に5ポイントを加算します。

担い手加算ポイントとは・・・

担い手の育成・確保と連携した施設整備を推進するため、次の要件を満たす場合に事業申請時に5ポイントを加算します。

- ① 農業者のみが事業実施主体となる場合、事業参加者の全員が人・農地プランの「中心経営体」又は担い手である場合
- ② JA、市町村など農業者以外を含む事業実施主体の場合、事業の受益面積の7割以上が担い手のものである場合 等

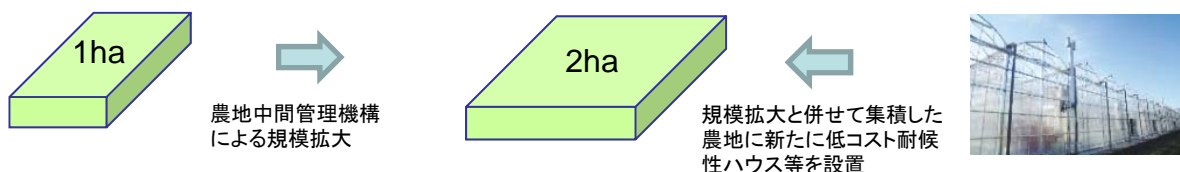
農地中間管理機構との連携強化ポイントとは・・・

直近1年(事業実施の前年1月から12月までの間をいう。)の「施設の受益者における規模拡大面積」に対する「農地中間管理機構による担い手への新規集積面積」の占める割合が5割以上の場合に、事業申請時に5ポイントを加算します。

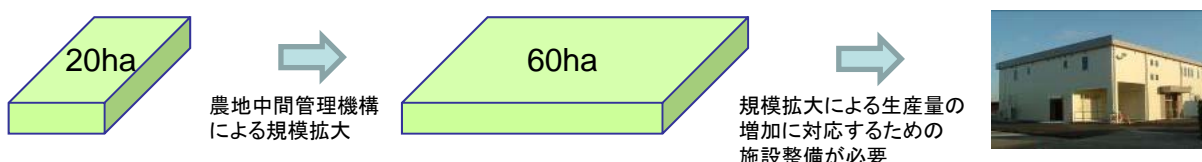
(判定方法)

$$\frac{\text{施設の受益者(担い手)の農作物の作付における機構新規集積面積の計}}{\text{施設の受益者の農作物の作付の規模拡大面積の計}} \geq 5割$$

パターン① 農地中間管理機構を通じて集積した農地にハウスを整備する場合



パターン② 農地中間管理機構を通じて規模拡大が図られたことにより、新たに集出荷施設等を整備する場合



「攻めの農業」を実現するため、以下の取組を優先枠を設置することにより積極的に支援します。

- 1 集出荷・加工の効率化に向けた再編合理化
高収益な産地体制への転換を図るために、集出荷・処理加工施設の再編合理化を支援します。
- 2 次世代施設園芸の取組拡大に向けた体制整備
高度な環境制御技術と地域エネルギー等を活用した次世代型大規模園芸施設や生産性向上・規模拡大の技術習得に必要な温室の整備を支援します。
- 3 中山間地域の競争力強化に向けた体制整備
中山間地域の競争力強化に計画的に取り組む産地の施設の整備を支援します。
- 4 水田における高収益型農業への転換に向けた体制整備
水稲から園芸作物等の高収益作物への転換に計画的に取り組む産地の農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設及び生産技術高度化施設の整備を支援します。

事業申請時のポイント加算（5ポイント）など特例を設けて支援します。

再編とは・・・

既存施設について、知事から承認を受けた再編利用計画等に沿って、効率的な施設利用や運営コストの低減等の目的を達成するために行う新設、改修、増設、更新

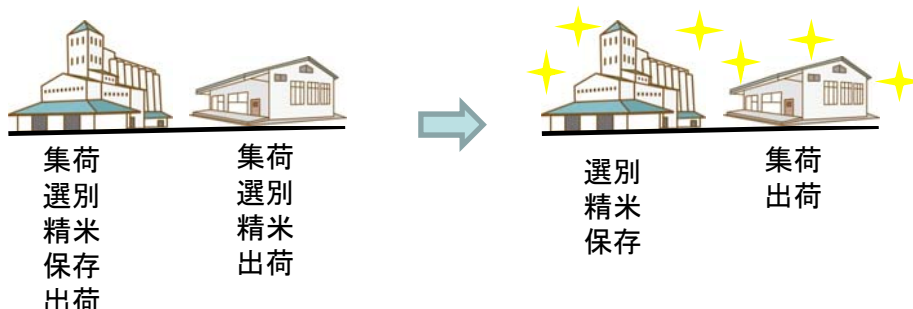
パターン① 複数の既存施設を廃止し、合理化して新規に設置



パターン② 複数の既存施設の一部を廃止し、残る施設を増設・更新・改修等して効率化



パターン③ 複数の既存施設の役割を見直し、増設・更新・改修等して効率化



次世代型大規模園芸施設とは・・・

- ①高度環境制御技術の導入、②地域エネルギー等の活用による化石燃料依存からの脱却、③雇用労働力を活用した温室の大規模化、関連施設の集積による効率化により、周年・計画生産による収益性向上を実現する、大規模な園芸施設(1ha以上)



次世代型施設園芸技術実証温室とは・・・

- 次世代施設園芸技術習得支援事業において
①高度環境制御技術や②雇用型生産管理技術、③省力化技術の実証・研修を行う実証温室(30a～1ha)



中山間地域の競争力強化とは・・・

- ①中山間地域の競争力強化に計画的に取り組む産地の施設の整備を支援
②知事が中山間地域の競争力強化のために特に必要と認める場合は、面積要件の撤廃及び上限事業費の拡充(1.3倍)をすることが可能

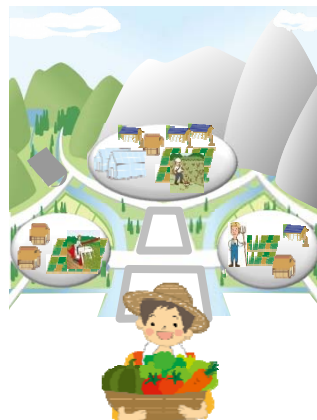
中山間地農業ルネッサンス事業

国の中山間地農業振興指針(平成29年3月1日施行)に即して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づき、支援事業の優先採択等を実施

中山間地農業
ルネッサンス事業
地域別農業振興計画

【記載内容】

- 1 地域の概要
- 2 現状と課題
- 3 課題を踏まえた当該地域の中山間地農業における取組方針
- 4 推進体制
- 5 実施事業



優先枠を設けて関連する施設整備を支援

支援事業 (うち強い農業づくり交付金)

【施設整備の例】



低コスト耐候性ハウス



穀類乾燥調製施設

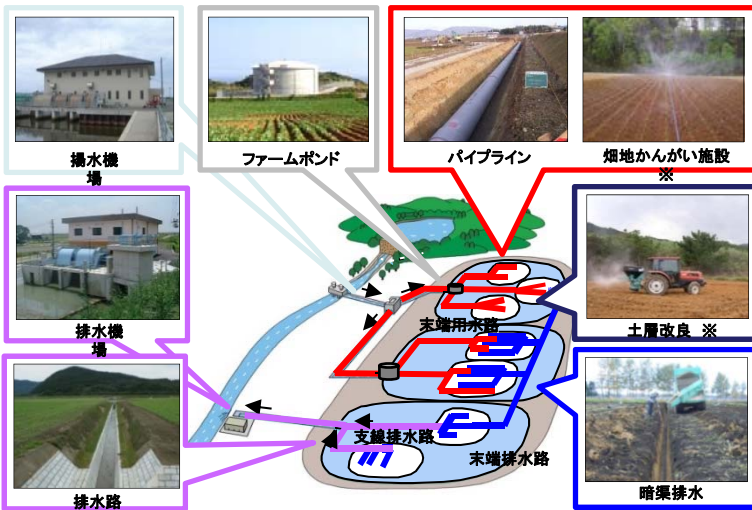
高収益型農業への転換とは・・・

水稻から園芸作物等の高収益作物への転換に計画的に取り組む産地の農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設及び生産技術高度化施設の整備を支援

(注) 高収益作物導入促進基盤整備事業の受益地の一部の水田を畑地化する地区に関連する場合に限る。

高収益作物導入促進基盤整備事業

水稻から園芸作物等への計画的な転換を進めるため、作付年度毎の転換割合等を定めた整備計画を策定



関連事業 (うち強い農業づくり交付金)

【施設整備の例】



集出荷貯蔵施設



農産物処理加工施設

優先枠を設けて関連する施設整備を支援(注)

6. 対策の評価

成果目標の設定と達成状況の評価

- ① 事業実施主体は、単収の向上や生産コストの低減といった産地として取り組む目標に沿って、成果目標を2つ設定します。成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度として設定します。
- ② 事業実施主体は、事業実施から目標年度までの間は、毎年度、事業実施状況を都道府県に報告します。また、目標の達成状況の評価は、目標年度の翌年度に自ら評価を行い、都道府県に報告します。
- ③ 都道府県は、目標の達成状況を点検し、必要に応じて指導・助言等を行います。



成果目標の達成
状況の評価



お問い合わせ先

農林水産省

産地基幹施設関係 生産局総務課生産推進室 担当:企画調整班、事業推進班 TEL03-3502-5945
(URL) <http://www.maff.go.jp/>

東北農政局

産地基幹施設関係 生産部生産振興課 担当:地域指導官、生産総合指導係 TEL022-221-6179
(URL) <http://www.maff.go.jp/tohoku/>

関東農政局

産地基幹施設関係 生産部生産振興課 担当:地域指導官、生産総合指導係 TEL048-740-0407
(URL) <http://www.maff.go.jp/kanto/>

北陸農政局

産地基幹施設関係 生産部生産振興課 担当:地域指導官、調整係 TEL076-232-4302
(URL) <http://www.maff.go.jp/hokuriku/>

東海農政局

産地基幹施設関係 生産部生産振興課 担当:地域指導官 TEL052-223-4622
(URL) <http://www.maff.go.jp/tokai/>

近畿農政局

産地基幹施設関係 生産部生産振興課 担当:地域指導官、調整係 TEL075-414-9020
(URL) <http://www.maff.go.jp/kinki/>

中国四国農政局

産地基幹施設関係 生産部生産振興課 担当:地域指導官、生産総合指導係 TEL086-224-9411
(URL) <http://www.maff.go.jp/chushi/seisan/tsuyoi/index.html>

九州農政局

産地基幹施設関係 生産部生産振興課 担当:地域指導官、生産総合指導係 TEL096-300-6217
(URL) <http://www.maff.go.jp/kyusyu/>

[内閣府沖縄総合事務局]

産地基幹施設関係 農林水産部生産振興課 担当:課長補佐(農産)、生産総合指導係 TEL098-866-1653
(URL) <http://www.ogb.go.jp/nousui/index.html>